

平成22年8月6日

保護者の皆さんへ

阿南工業高等専門学校長  
小 松 満 男

気象警報発令時における学生の登下校について（お知らせ）

平素より、本校の教育運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年5月から、気象庁による気象警報（以下「警報」という。）の発令区域について見直しが図られ、市町村単位（一部地域を除く。）で警報が発令されることになりました。

については、警報発令区域の変更に合わせて、本校学生に係る登下校に関する規則を次のとおり改正いたしましたので、お知らせします。

引き続き、学生の安全確保に努めるとともに、教育の充実等に取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。

1. 休講措置に関する改正点について（平成22年8月2日から適用）

	改正前	改正後
休講の対象とする警報発令区域	三好市及び東みよし町を除く徳島県下	阿南（阿南市）、徳島・鳴門（徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町、板野町） ※発令区域は気象庁の規定による
警報発令の時間と授業実施	(1) 午前7時までに警報が解除された場合、授業は第1校時から実施する。 (2) 午前7時を過ぎ午前9時までに警報が解除された場合、授業は第3校時から実施する。 (3) 午前9時を過ぎ午前11時までに警報が解除された場合、授業は第5校時から実施する。 (4) 午前11時を過ぎて警報が発令されている場合、授業は休講とする。	変更なし

2. 休講の対象でない地域に警報が発令された場合の対応について

上記に定める区域以外に居住地がある学生への対応として、警報発令や交通機関等の途絶（途絶が推測される場合を含む。）に留意し、登下校に関して適切な措置を講じます。出欠については、特別欠席として取り扱います。（届け出を要します。）

3. 休講及び特別欠席措置への対応について

授業等への影響について状況を判断し、補講の実施等適切な対策を講じます。